

農業用ため池を  
所有・管理している皆様へ

# 農業用ため池の 届出制度が始まりました



平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。（令和元年7月1日施行）

## 農業用ため池の管理者の方は、施設に関する情報を、市町を通じて県に届け出ることが必要です。

Q 届出が必要となるため池は？ ⇒ 農業用に利用されている全てのため池です。

※現在利用されていない農業用のため池でも、貯水可能な状態にあるため池は、届出が必要です。ただし、届出期限内に、堤体を開削するなどの工事が完了しているため池は、対象外となります。

※堀込式等の堤体がないため池は対象外です。

Q 届出の期限は？

⇒ 令和元年内(法律施行日7月1日から6か月以内)

Q 届出をすべき人は？

⇒ ため池の管理者を基本とします。

※組合・集落等の場合は、代表者が届出者となります。

※所有者・管理者とも不在の場合は、話し合いにより、利用者から管理者を新たに選任してください。

Q 届出方法は？

⇒ 届出書記載例を参考に作成のうえ、最寄の市町まで提出してください。

Q 制度の詳細は？

⇒ 制度の詳細は、県ホームページを参照して下さい。

【えひめのため池】[http:// www.pref.ehime.jp/h35400/nouchibousai/ehime\\_tameike.html](http://www.pref.ehime.jp/h35400/nouchibousai/ehime_tameike.html)

# 防災上重要な農業用ため池を 県が指定する制度も始まります

決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、県が「特定農業用ため池」に指定します。

注) 「防災重点ため池」1,755か所のうち、行政機関が所有するため池を除く約1,200か所が、法律により「特定農業用ため池」として指定されます。

## <防災重点ため池の指定基準>

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ② ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m<sup>3</sup>以上である。
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m<sup>3</sup>以上である。
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から県及び市町が必要と認めるもの。

## Q

### 特定農業用ため池に指定されると？

#### ① ハザードマップ等を作成し、災害時の円滑な避難を図ります。

- ✓ ため池が決壊した場合の浸水想定範囲や水深、避難場所等を記載したハザードマップ等を作成し、地域住民への周知に努めます。

#### ② 堤体の掘削や竹木の植栽等の行為は許可が必要となります。

- ✓ 特定農業用ため池において、堤体の掘削、竹木の植栽、洪水吐の形状を変更する行為など、ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為は、県の許可が必要になります。
- ✓ 土地改良法に基づく土地改良事業、堆積土砂のしゅんせつや堤体の修繕等の管理行為、非常災害時の応急措置、決壊を防止するために行う防災工事は許可が必要な行為には該当しません。

#### ③ 防災工事計画の届出が必要となります。

- ✓ 所有者や管理者が、決壊を防止するために防災工事を実施する場合は、30日前までに県に計画を届け出る必要があります。(土地改良事業は除きます。)
- ✓ 必要な防災工事が実施されない場合、県が、勧告、命令、代執行を行うこととなります。

制度の詳細は、県地方局(支局)又は市町にお問い合わせください。

#### (問い合わせ先)

東予地方局	農村整備課	0898-68-7321
今治支局	農村整備課	0898-31-2151
中予地方局	農村整備第一課	089-909-8764
八幡浜支局	農村整備第一課	0894-22-5404
南予地方局	農村整備課	0895-22-2341



Q

届出することで、新たに管理義務が発生するのではないか？

① 新たに管理義務が発生することはありません。

- ✓ 届出をすることによって、新たな管理義務が発生することはありません。むしろ、ため池に異常が確認され、何らかの手立てを打たないといけない場合に、届出がないことによりデータベースを行政が持っていないと、行政からのサポートが得られないことがあります。まずは届出して頂き、ため池について管理者・所有者と行政が同じ情報を共有しておくことが重要です。

Q

所有者・管理者が不在のため池は、だれが届出すればよいのか？

① 利用者または集落で話し合いのもと、管理者を選任してください。

- ✓ ため池を安全に利用するためには、日常の点検や草刈りなどの管理が必要不可欠です。管理者が不在となっているため池については、届出を機会として、利用者または集落で話し合いを行い、新たに管理組織の設立や管理者の選任をご検討ください。

Q

利用していないため池も届出が必要か？

① 貯水が可能なため池は、利用に係わらず届出が必要です。

- ✓ 貯水が可能な状態であれば、ゲリラ豪雨等によって決壊する可能性がありますので、届出の対象となります。堤体の開削や埋立により貯水できないため池については、ため池を廃止することができます。なお、届出期限までに、堤体の開削や埋立によるため池の廃止が確認できたため池は、届出の対象外となります。

Q

共同で管理している場合は、だれが届出者となるのか？

① 話し合いにより、届出者を選任してください。

- ✓ 届出者となった場合でも、管理責任の範囲はこれまでどおりですが、組合の代表者の変更など、届出事項が変更となった場合は、届出者が変更届を提出する必要があります。

Q

届出方法は？記載内容がわからない場合は？

① 届出書を市町まで提出してください。

- ✓ 県・市町で把握しているため池については、市町から届出書を管理者の方まで配布しますので、市町まで提出してください。届出書が配布されないため池は、まずは市町までご相談ください。

② 記載事項に不明な点がある場合は、市町までご連絡ください。

- ✓ 県・市町で把握しているため池については、届出記載内容をお知らせしますので、内容を確認頂き、修正事項がない場合は、押印のうえ市町まで提出してください。不明な点や修正がある場合は、市町までご連絡ください。

農業用ため池の届出書

届出書記載例

愛媛県知事 殿

届出者氏名 (法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

\*\*市〇〇水利組合 理事長 □□ □□ 印

住所

\*\*市〇〇町111-1

認印

電話番号 089-999-1111

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第1項/附則第2条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな	まるまるいけ				
ため池の名称	〇〇池				
ため池の所在地	**市〇〇町111-1				
所有者	氏名(名称)	●● ●●他2名			
	住所	**市〇〇町111-1			
	代表者 (法人の場合)				
	共有者	2名(別紙)			
管理者 ①	氏名(名称)	**市〇〇水利組合			
	住所	**市〇〇町111-1			
	代表者 (法人又は団体の場合)	理事長 □□ □□			
	管理の内容	貯水管理、草刈り、点検			
	管理の権原の種類	その他			
管理者 ② 共同管理の 場合	氏名(名称)				
	住所				
	代表者 (法人又は団体の場合)				
	管理の内容	貯水管理、草刈り、点検			
	管理の権原の種類	その他			
堤高(m)	10.0m	堤頂長(m)	100.0m	総貯水量(m3)	50.0千m3

所有者が不明な場合は「不明」と記載

管理委託契約締結している場合は「委任」と記載

共同管理の  
場合

ため池諸元

[添付資料]

- (1) 法人の定款又は寄附行為の写し(所有者又は管理者が法人である場合)
- (2) 団体の規約等(管理者が法人でない団体である場合)
- (3) その他参考となるべき書類

期限後の提出も可  
定款や規約がない場合は、総  
会資料を添付